

サービス種類別改定対応一覧(統合版)

《目次》

| | | |
|-----------------|---|----|
| 共通 | 地域区分の見直し/特定入所者介護サービス費の負担額変更 | 3 |
| 訪問系サービス | 訪問介護/介護予防訪問介護 | 4 |
| | 訪問入浴/介護予防訪問入浴 | 5 |
| | 訪問看護/介護予防訪問看護 | 6 |
| | 訪問リハビリ/介護予防訪問リハビリ | 7 |
| 通所系サービス | 通所介護/介護予防通所介護 | 8 |
| | 通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション | 10 |
| 短期入所系サービス | 短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護 | 12 |
| | 短期入所療養介護(老健)/介護予防短期入所療養介護(老健) | 14 |
| | 短期入所療養介護(療養病床)/介護予防短期入所療養介護(療養病床) | 15 |
| | 短期入所療養介護(診療所)/介護予防短期入所療養介護(診療所) | 16 |
| | 短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟)/介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟) | 17 |
| 居宅サービス | 居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導 | 18 |
| | 福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与 | 19 |
| 居宅介護支援/介護介護予防支援 | 居宅介護支援 | 20 |
| | 介護介護予防支援 | 20 |
| 介護老人福祉施設 | 介護老人福祉施設 | 21 |
| 介護老人保健施設 | 介護老人保健施設 | 23 |
| 介護療養施設 | 介護療養施設(療養病床) | 25 |
| | 介護療養施設(診療所) | 27 |
| | 介護療養施設(老人性認知症疾患療養病棟) | 29 |

| | | |
|-------------------|---|---------------------------|
| 地域密着型サービス | 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護 | 31 |
| | 小規模多機能型居宅介護(短期利用)／介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用) | 33 |
| | 複合型サービス | 35 |
| | 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型) | 36 |
| | 夜間対応型訪問介護 | 37 |
| | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 38 |
| | 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護 | 39 |
| | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 41 |
| | 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用) | 42 |
| | 認知症対応型共同生活／介護予防認知症対応型共同生活 | 43 |
| | 認知症対応型共同生活(短期利用)／介護予防認知症対応型共同生活(短期利用) | 44 |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 45 |
| | 特定施設入居者生活介護 | 特定施設入居者生活介護／介護予防特定入居者生活介護 |
| 特定施設入居者生活介護(短期利用) | | 49 |

共通

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|--------------|----------|---|--|--|--------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 地域区分 | 地域区分の見直し | 1級地 2級地 3級地 4級地 5級地の2 5級地 6級地の2 6級地 その他 | 1級地 2級地 3級地 4級地 5級地 6級地 7級地 その他 | バージョンアップ時に事業所マスタの事業所番号の頭2桁(都道府県番号)と住所から自動的に平成27年4月1日付で新しい地域区分を設定します。 ※住所に正しい市町村名が設定されていないと新しい地域区分が「その他」に設定されてしまいますのでご注意ください。 ※住所欄に複数の市町村が誤って登録されていた場合は、規模の小さい地域区分で自動設定されます。 例) 福岡県福岡市春日市 ※福岡市(5級地)ではなく春日市(6級地)で自動設定されます。 | (1) 地域区分定方法 |
| 特定入所者介護サービス費 | 負担限度額の変更 | 利用者負担額: 第2および第3段階 多床室(320円) | 利用者負担額: 第2および第3段階 多床室(370円) | バージョンアップ後、特定入所の履歴に平成27年4月1日からの履歴が自動で追加されます。 多床室がある場合は、別途利用料金マスタの変更(320円⇒370円)が必要となりますので、右記の詳細資料を参考に作業を行って下さい。 | (8) 特定入所設定方法 |

■訪問系サービス

11:訪問介護

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|-------------|---------------------|----------------------------------|---|---|--------------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | 特定事業所加算 | 特定事業所加算Ⅰ 特定事業所加算Ⅱ 特定事業所加算Ⅲ | 特定事業所加算Ⅰ 特定事業所加算Ⅱ 特定事業所加算Ⅲ 特定事業所加算Ⅳ(新規) | | |
| 週間/月間スケジュール | 身体介護20分未満を頻回に提供する場合 | | 加減算項目に「頻回訪問」を追加 ※対象となる介護内容区分 身体介護(20分未満) 身体介護 | 必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行って下さい。 ※”身体介護(20分未満)”と”身体介護”の介護内容区分の加減算項目に追加された”頻回訪問”をチェックします。 | (4)週間、月間スケジュール設定方法 |
| 算定要件変更 | 同一建物居住者減算 | 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合 | 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ※Quickけあ上の変更はありません。 | 必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行って下さい。 | (4)週間、月間スケジュール設定方法 |

61:介護予防訪問介護

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|--------|-----------|----------------------------------|---|--|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| 算定要件変更 | 同一建物居住者減算 | 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合 | 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ※Quickけあ上の変更はありません。 | 必要に応じて請求情報の設定を行って下さい。 | (3)請求情報設定 |

12: 訪問入浴

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行ってください | 詳細資料 |
|--------|--------------|----------------------------------|---|--|--------------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ ※区分支給限度額外 | | |
| 算定要件変更 | 同一建物居住者減算 | 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合 | 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ※Quickけあ上の変更はありません。 | 必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行ってください。 | (4)週間、月間スケジュール設定方法 |

62: 介護予防訪問入浴

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行ってください | 詳細資料 |
|--------|--------------|----------------------------------|---|--|--------------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ ※区分支給限度額外 | | |
| 算定要件変更 | 同一建物居住者減算 | 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合 | 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ※Quickけあ上の変更はありません。 | 必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行ってください。 | (4)週間、月間スケジュール設定方法 |

13: 訪問看護

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|--------|-----------------------|----------------------------------|---|--|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 看護体制強化加算 | / | | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度額外 | | |
| 算定要件変更 | 同一建物居住者減算 | 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合 | 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ※Quickけあ上の変更はありません。 | 必要に応じて請求情報/週間および月間スケジュールの設定を行って下さい。 | (3)請求情報方法 |
| | 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 | 理学療法士等の場合 | 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※Quickけあ上の変更はありません。 | | |

63: 介護予防訪問看護

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|--------|--------------|----------------------------------|---|--|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 看護体制強化加算 | / | | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度額外 | | |
| 算定要件変更 | 同一建物居住者減算 | 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合 | 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ※Quickけあ上の変更はありません。 | 必要に応じて請求情報の設定を行って下さい。 | (3)請求情報設定 |

14:訪問リハビリ

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行ってください | 詳細資料 |
|-------------|-------------------|--|---|--|--------------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度額外 | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | 社会参加支援加算 | | 社会参加支援加算(新規) | | |
| 請求情報 | 短期集中リハビリテーション実施加算 | 短期集中リハビリテーション実施加算1 短期集中リハビリテーション実施加算2 | 短期集中リハビリテーション実施加算 | 平成27年4月1日をまたいで請求情報が設定している場合は、以下の作業が必要となります。 ①既存の履歴を平成27年3月31日で終了する。 ②新規に平成27年4月1日開始の履歴を登録する。 | (3)請求情報設定方法 |
| 週間/月間スケジュール | リハビリテーションマネジメント加算 | | 加減算項目に以下を追加 リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ(新規) リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ(新規) | 必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行ってください。 ※既に短期集中リハビリテーション実施加算1と2で4月以降のデータを作成されていた場合は、「短期集中リハビリテーション実施加算」として移行されます。 | (4)週間、月間スケジュール設定方法 |
| | 短期集中リハビリテーション実施加算 | 短期集中リハビリテーション実施加算1 短期集中リハビリテーション実施加算2 | 短期集中リハビリテーション実施加算 ※加減算項目が変更となります | | |
| 算定要件変更 | 同一建物居住者減算 | 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合 | 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ※Quickけあ上の変更はありません。 | 必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行ってください。 | (3)週間、月間スケジュール設定方法 |
| | 平成27年3月で廃止 | 訪問介護連携加算 | 平成27年3月で廃止します。 | | |

64:介護予防訪問リハビリ

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行ってください | 詳細資料 |
|--------|--------------|----------------------------------|---|--|--------------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度額外 | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| 算定要件変更 | 同一建物居住者減算 | 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合 | 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ※Quickけあ上の変更はありません。 | 必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行ってください。 | (4)週間、月間スケジュール設定方法 |

■通所系サービス

15: 通所介護

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|------|--------------|---|---|--|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 施設等区分 | 小規模事業所型 通常規模事業所型 大規模型事業所(Ⅰ)(H21.4.1～) 大規模型事業所(Ⅱ)(H21.4.1～) 療養通所介護事業所型 | 小規模事業所型(～H28.3.31) 通常規模事業所型 大規模型事業所(Ⅰ)(H21.4.1～) 大規模型事業所(Ⅱ)(H21.4.1～) 療養通所介護事業所型(～H28.3.31) | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | | |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外 | | |
| | 認知症加算 | | 認知症加算(新規) ※療養通所介護を除く ※日常生活自立度Ⅲ以上の利用者 | | |
| | 中重度者ケア体制加算 | | 中重度者ケア体制加算(新規) ※療養通所介護を除く | | |
| | 個別送迎体制強化加算 | | 個別送迎体制強化加算(新規) ※療養通所介護のみ | | |
| | 入浴介助体制強化加算 | | 入浴介助体制強化加算(新規) ※療養通所介護のみ | | |
| | 請求情報 | 認知症加算 | | | |

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行ってください | 詳細資料 |
|-------------|---------------|--|--|---------------------------------|--------------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 週間／月間スケジュール | 事業所が送迎を行わない場合 | | 加減算項目に下記を追加 送迎減算(迎) 送迎減算(送) | 必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行ってください。 | (4)週間、月間スケジュール設定方法 |
| | 認知症加算 | | 加減算項目に「認知症加算」を追加 | | |
| | 個別送迎体制強化加算 | | 加減算項目に「個別送迎体制強化加算」を追加 ※療養通所介護のみ | | |
| | 入浴介助体制強化加算 | | 加減算項目に「入浴介助体制強化加算」を追加 ※療養通所介護のみ | | |
| | 延長加算の見直し | 延長時間の範囲 9時間以上10時間未満 10時間以上11時間未満 11時間以上12時間未満 | 延長時間の範囲 9時間以上10時間未満 10時間以上11時間未満 11時間以上12時間未満 12時間以上13時間未満(新規) 13時間以上14時間未満(新規) | | |

65:介護予防通所介護

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行ってください | 詳細資料 |
|------|--------------|---|--|--|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額外 | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | | |

16: 通所リハビリ

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|-------------|---------------------|---|---|---|--------------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額外 | | |
| | 生活行為向上リハビリテーション実施加算 | | 生活行為向上リハビリテーション実施加算(新規) | | |
| | 社会参加支援加算 | | 社会参加支援加算(新規) | | |
| | 中重度者ケア体制加算 | | 中重度者ケア体制加算(新規) | | |
| 請求情報 | 短期集中個別リハビリテーション実施加算 | 短期集中リハビリテーション実施加算1 短期集中リハビリテーション実施加算2 | 短期集中個別リハビリテーション実施加算 | 平成27年4月1日をまたいで請求情報が設定している場合は、以下の作業が必須となります。 ①既存の履歴を平成27年3月31日で終了する。 ②新規に平成27年4月1日開始の履歴を登録する。 | (3)請求情報設定方法 |
| 週間/月間スケジュール | 事業所が送迎を行わない場合 | | 加減算項目に下記を追加 送迎減算(迎) 送迎減算(送) | 必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行って下さい。 ※既に短期集中リハビリテーション実施加算1と2で4月以降のデータを作成されていた場合は、「短期集中リハビリテーション実施加算」として移行されます。 | (4)週間、月間スケジュール設定方法 |
| | リハビリテーションマネジメント加算 | 加減算項目 リハビリテーションマネジメント加算 | 加減算項目に下記を追加 リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ1(新規) リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ2(新規) | | |
| | 短期集中リハビリテーション実施加算 | 短期集中リハビリテーション実施加算1 短期集中リハビリテーション実施加算2 | 短期集中リハビリテーション実施加算 ※加減算項目が変更となります | | |

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行ってください | 詳細資料 |
|-------------|----------------------|--|--|---|--------------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 週間／月間スケジュール | 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 | 加減算項目 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 | 加減算項目に下記を追加 認知症短期集中リハビリ実施加算Ⅰ 認知症短期集中リハビリ実施加算Ⅱ(新規) | 必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行ってください。 ※既に認知症短期集中リハビリテーション実施加算で4月以降のデータを作成されていた場合は、「認知症短期集中リハビリ実施加算Ⅰ」として移行されます。 | (4)週間、月間スケジュール設定方法 |
| | 生活行為向上リハビリテーション実施加算 | | 加減算項目に下記を追加 生活行為向上リハビリ実施加算Ⅰ(新規) 生活行為向上リハビリ実施加算Ⅱ(新規) | | |
| | 生活行為向上リハビリテーション継続減算 | | 加減算項目に下記を追加 生活行為向上リハビリ継続減算(新規) | | |
| | 延長加算の見直し | 延長時間の範囲 8時間以上9時間未満 9時間以上10時間未満 | 延長時間の範囲 8時間以上9時間未満 9時間以上10時間未満 10時間以上11時間未満(新規) 11時間以上12時間未満(新規) 12時間以上13時間未満(新規) 13時間以上14時間未満(新規) | | |
| 算定要件変更 | 重度療養管理加算 | 要介護4,5に限る | 要介護3,4,5 ※要確認 | | |
| | 平成27年3月で廃止 | 訪問指導加算 個別リハビリテーション実施加算 | 平成27年3月で廃止します | | |

66:介護予防通所リハビリ

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行ってください | 詳細資料 |
|------|--------------|---|--|--|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額外 | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | | |

■短期入所系サービス

21:短期入所生活介護

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|-------------|----------------|--|---|---|--------------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外 | | |
| | 個別機能訓練加算 | | 個別機能訓練加算(新規) | | |
| | 医療連携強化加算 | | 医療連携強化加算(新規) | | |
| 請求情報 | 個別機能訓練加算 | | 算定項目に「個別機能訓練加算」を追加 | 必要に応じて請求情報の設定を行って下さい。 | (3)請求情報設定方法 |
| | 医療連携強化加算 | | 算定項目に「医療連携強化加算」を追加 | | |
| | 短期利用者生活長期提供減算 | | 算定項目に短期利用者生活長期提供減算」を追加 | | |
| 週間/月間スケジュール | 個別機能訓練加算 | | 加減算項目に「個別機能訓練加算」を追加 | 必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行って下さい。 | (4)週間、月間スケジュール設定方法 |
| | 医療連携強化加算 | | 加減算項目に「医療連携強化加算」を追加 | | |
| | 短期利用者生活長期提供減算 | | 加減算項目に短期利用者生活長期提供減算」を追加 | | |
| 算定要件変更 | 平成27年3月で廃止 | 緊急短期入所体制確保加算 | 平成27年3月で廃止します | | |
| 介護報酬請求 | 摘要記載欄:医療連携強化加算 | | 医療連携強化加算を算定する場合、摘要記載内容の入力が必要となります。 | 必要に応じて下記設定を行って下さい。 利用者情報の”介護報酬算定情報”より摘要記載内容を選択します。 ※未登録の場合は請求データ自動作成時にエラーとなります。 | (7)介護報酬算定情報設定方法 |

24:介護予防短期入所生活介護

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|-------------|--------------|--|---|--|--------------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外 | | |
| | 個別機能訓練加算 | | 個別機能訓練加算(新規) | | |
| 請求情報 | 個別機能訓練加算 | | 算定項目に「個別機能訓練加算」を追加 | 必要に応じて請求情報の設定を行って下さい。 | (3)請求情報設定方法 |
| 週間/月間スケジュール | 個別機能訓練加算 | | 加減算項目に「個別機能訓練加算」を追加 | 必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行って下さい。 | (4)週間、月間スケジュール設定方法 |

22: 短期入所療養介護(介護老人保健施設)

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行ってください | 詳細資料 |
|--------|--------------|--|---|--|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外 | | |
| 算定要件変更 | 平成27年3月で廃止 | リハビリテーション機能強化加算 | 平成27年3月で廃止します | | |

25: 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行ってください | 詳細資料 |
|--------|--------------|--|---|--|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外 | | |
| 算定要件変更 | 平成27年3月で廃止 | リハビリテーション機能強化加算 | 平成27年3月で廃止します | | |

23: 短期入所療養介護（療養病床）

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|--------|--------------|--|---|---|-----------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | | 処遇改善加算Ⅰ（新規） 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ（新規） サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外 | | |
| | 療養機能強化型 | | 療養機能強化型A（新規） 療養機能強化型B（新規） 療養機能強化型（新規） ※対象となる施設等区分 病院療養型で人員配置Ⅱ | | |
| 介護報酬請求 | 摘要記載欄:療養強化型 | | 療養機能強化型の基本サービスを算定する場合、摘要記載内容の入力が必要となります。 | 必要に応じて下記設定を行って下さい。 利用者情報の”介護報酬算定情報”より摘要記載内容を選択します。 ※未登録の場合は請求データ自動作成時にエラーとなります。 | (7)介護報酬算定情報設定方法 |

26: 介護予防短期入所療養介護（療養病床）

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|--------|--------------|--|---|---|-----------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | | 処遇改善加算Ⅰ（新規） 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ（新規） サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外 | | |
| | 療養機能強化型 | | 療養機能強化型A（新規） 療養機能強化型B（新規） 療養機能強化型（新規） ※対象となる施設等区分 病院療養型で人員配置Ⅱ | | |
| 介護報酬請求 | 摘要記載欄:療養強化型 | | 療養機能強化型の基本サービスを算定する場合、摘要記載内容の入力が必要となります。 | 必要に応じて下記設定を行って下さい。 利用者情報の”介護報酬算定情報”より摘要記載内容を選択します。 ※未登録の場合は請求データ自動作成時にエラーとなります。 | (7)介護報酬算定情報設定方法 |

23: 短期入所療養介護(診療所)

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|--------|--------------|--|---|---|-----------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外 | | |
| | 療養機能強化型 | | 療養機能強化型A(新規) 療養機能強化型B(新規) | | |
| 介護報酬請求 | 摘要記載欄:療養強化型 | | 療養機能強化型の基本サービスを算定する場合、摘要記載内容の入力が必要となります。 | 必要に応じて下記設定を行って下さい。 利用者情報の”介護報酬算定情報”より摘要記載内容を選択します。 ※未登録の場合は請求データ自動作成時にエラーとなります。 | (7)介護報酬算定情報設定方法 |

26: 介護予防短期入所療養介護(診療所)

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|--------|--------------|--|---|---|-----------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外 | | |
| | 療養機能強化型 | | 療養機能強化型A(新規) 療養機能強化型B(新規) | | |
| 介護報酬請求 | 摘要記載欄:療養強化型 | | 療養機能強化型の基本サービスを算定する場合、摘要記載内容の入力が必要となります。 | 必要に応じて下記設定を行って下さい。 利用者情報の”介護報酬算定情報”より摘要記載内容を選択します。 ※未登録の場合は請求データ自動作成時にエラーとなります。 | (7)介護報酬算定情報設定方法 |

23: 短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟)

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行ってください | 詳細資料 |
|------|--------------|--|---|--|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外 | | |

26: 介護予防短期入所療養介護(老人性認知症疾患療養病棟)

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行ってください | 詳細資料 |
|------|--------------|--|---|--|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外 | | |

■居宅サービス

34: 居宅療養管理指導

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|------|----------|----------|-------------|---|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | サポート薬局有無 | | サポート薬局有無を追加 | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※サポート薬局有無を「あり」にすると、摘要記載欄の訪問日の前に「サ」が記載されます。 | (2)体制設備設定方法 |

34: 介護予防居宅療養管理指導

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|------|----------|----------|-------------|---|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | サポート薬局有無 | | サポート薬局有無を追加 | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※サポート薬局有無を「あり」にすると、摘要記載欄の訪問日の前に「サ」が記載されます。 | (2)体制設備設定方法 |

17: 福祉用具貸与

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|------|----|----------|----------|-------------|------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 変更なし | | | | | |

67: 介護予防福祉用具貸与

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|------|----|----------|----------|-------------|------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 変更なし | | | | | |

■居宅介護支援／介護予防支援

43: 居宅介護支援

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|--------|------------------------|---|--|--|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 特定事業所加算 | 特定事業所加算Ⅰ 特定事業所加算Ⅱ | ▶ 特定事業所加算Ⅰ ▶ 特定事業所加算Ⅱ ▶ 特定事業所加算Ⅲ(新規) | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| 算定要件変更 | 平成27年3月で廃止 | 認知症加算 独居高齢者加算 | 平成27年3月で廃止します | | |
| | 名称変更 | 複合型サービス事業所連携加算 | 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 | | |
| 書式変更 | サービス利用票別表 サービス提供票別表 | 【見出し】 費用総額(保険対象分) 保険給付額 利用者負担(保険対象分) | 【見出し】 ▶ 費用総額保険／事業対象分 ▶ 保険／事業費請求額 ▶ 定額利用者負担単価金額(新規) ▶ 利用者負担／事業対象分 ※書式のみに対応で日常生活支援総合事業には対応していません。 | | |

46: 介護予防支援

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|------|------------------------|---|--|-------------|------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 変更なし | | | | | |
| 書式変更 | サービス利用票別表 サービス提供票別表 | 【見出し】 費用総額(保険対象分) 保険給付額 利用者負担(保険対象分) | 【見出し】 ▶ 費用総額保険／事業対象分 ▶ 保険／事業費請求額 ▶ 定額利用者負担単価金額(新規) ▶ 利用者負担／事業対象分 ※書式のみに対応で日常生活支援総合事業には対応していません。 | | |

※居宅介護支援および介護予防支援(地域包括支援センター)は、全てのサービス種類を対象にご確認ください。

■介護老人福祉施設

51:介護老人福祉施設

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行ってください | 詳細資料 |
|------|--------------|---|---|---|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ | | |
| 請求情報 | 経口維持加算(Ⅰ) | 経口維持加算Ⅰ | 算定項目「経口維持加算Ⅰ」の名称を「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」に変更。 新規に「経口維持加算Ⅰ(平27.04.01～)」を追加。 | 必要に応じて請求情報の設定を行ってください。 ※「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。 | (3)請求情報設定方法 |
| | 経口維持加算(Ⅱ) | 経口維持加算Ⅱ | 算定項目「経口維持加算Ⅱ」の名称を「経口維持加算Ⅱ(～平27.03.31)」に変更。 新規に「経口維持加算Ⅱ(平27.04.01～)」を追加。 | | |
| | 口腔衛生管理体制加算 | 口腔機能維持管理体制加算 | 算定項目「口腔機能維持管理体制加算」の名称を「口腔機能維持管理体制加算(～平27.03.31)」に変更。 新規に「口腔衛生管理体制加算(平27.04.01～)」を追加。 | | |
| | 口腔衛生管理加算 | 口腔機能維持管理加算 | 算定項目「口腔機能維持管理加算」の名称を「口腔機能維持管理加算(～平27.03.31)」に変更。 新規に「口腔衛生管理加算(平27.04.01～)」を追加。 | | |

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|--------|------------|----------|---|---|-----------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 月間算定実績 | 経口維持加算(Ⅱ) | 経口維持加算Ⅱ | → 経口維持加算Ⅰ | ※バージョンアップ前に4月以降の月間算定実績に”経口維持加算Ⅱ”が登録されていた場合は、”経口維持加算Ⅰ”に移行されています。 | (5)月間算定実績 |
| 算定要件変更 | 療養食加算 | | 経口移行加算又は経口維持加算との併算定が可能 | | |
| | 経口移行加算 | | 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 | | |
| | 経口維持加算(Ⅰ) | 1日につき | 1ヶ月につき ※栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 | | |
| | 経口維持加算(Ⅱ) | 1日につき | 1ヶ月につき ※経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。 | | |
| | 平成27年3月で廃止 | 多床室整備区分 | | 平成27年3月で廃止します | |

■介護老人保健施設

52: 介護老人保健施設

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行ってください | 詳細資料 |
|------|--------------|---|---|---|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ | | |
| 請求情報 | 経口維持加算(Ⅰ) | 経口維持加算Ⅰ | 算定項目「経口維持加算Ⅰ」の名称を「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」に変更。 新規に「経口維持加算Ⅰ(平27.04.01～)」を追加。 | 必要に応じて請求情報の設定を行ってください。 ※「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。 | (3)請求情報設定方法 |
| | 経口維持加算(Ⅱ) | 経口維持加算Ⅱ | 算定項目「経口維持加算Ⅱ」の名称を「経口維持加算Ⅱ(～平27.03.31)」に変更。 新規に「経口維持加算Ⅱ(平27.04.01～)」を追加。 | | |
| | 口腔衛生管理体制加算 | 口腔機能維持管理体制加算 | 算定項目「口腔機能維持管理体制加算」の名称を「口腔機能維持管理体制加算(～平27.03.31)」に変更。 新規に「口腔衛生管理体制加算(平27.04.01～)」を追加。 | | |
| | 口腔衛生管理加算 | 口腔機能維持管理加算 | 算定項目「口腔機能維持管理加算」の名称を「口腔機能維持管理加算(～平27.03.31)」に変更。 新規に「口腔衛生管理加算(平27.04.01～)」を追加。 | | |

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|--------|------------|------------|---|--|-----------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 月間算定実績 | 入所前後訪問指導加算 | 入所前後訪問指導加算 | → 入所前後訪問指導加算Ⅰ 入所前後訪問指導加算Ⅱ（新規） | 必要に応じて月間算定実績の設定を行ってください。 ※バージョンアップ前に4月以降の月間算定実績に”入所前後訪問指導加算”が登録されていた場合は、”入所前後訪問指導加算Ⅱ”に移行されています。 | (5)月間算定実績 |
| | 経口維持加算(Ⅱ) | 経口維持加算Ⅱ | → 経口維持加算Ⅰ | ※バージョンアップ前に4月以降の月間算定実績に”経口維持加算Ⅱ”が登録されていた場合は、”経口維持加算Ⅰ”に移行されています。 | (5)月間算定実績 |
| 算定要件変更 | 経口移行加算 | | 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 | | |
| | 経口維持加算(Ⅰ) | 1日につき | 1ヶ月につき ※栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 | | |
| | 経口維持加算(Ⅱ) | 1日につき | 1ヶ月につき ※経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。 | | |
| | 療養食加算 | | 経口移行加算又は経口維持加算との併算定が可能 | | |

■介護療養施設

53: 介護療養施設(療養病床)

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|------|--------------|---|---|---|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) ▶ 処遇改善加算Ⅱ ▶ 処遇改善加算Ⅲ ▶ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) ▶ サービス提供体制強化加算Ⅰロ ▶ サービス提供体制強化加算Ⅱ ▶ サービス提供体制強化加算Ⅲ | | |
| | 療養機能強化型 | | なし 療養機能強化型A 療養機能強化型B ※病院療養型、ユニット型病院療養型、診療所療養型、ユニット型診療所療養型が対象 | | |
| 請求情報 | 経口維持加算(Ⅰ) | 経口維持加算Ⅰ | 算定項目「経口維持加算Ⅰ」の名称を「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」に変更。 新規に「経口維持加算Ⅰ(平27.04.01～)」を追加。 | 必要に応じて請求情報の設定を行ってください。 ※「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。 | (3)請求情報設定方法 |
| | 経口維持加算(Ⅱ) | 経口維持加算Ⅱ | 算定項目「経口維持加算Ⅱ」の名称を「経口維持加算Ⅱ(～平27.03.31)」に変更。 新規に「経口維持加算Ⅱ(平27.04.01～)」を追加。 | | |
| | 口腔衛生管理体制加算 | 口腔機能維持管理体制加算 | 算定項目「口腔機能維持管理体制加算」の名称を「口腔機能維持管理体制加算(～平27.03.31)」に変更。 新規に「口腔衛生管理体制加算(平27.04.01～)」を追加。 | | |
| | 口腔衛生管理加算 | 口腔機能維持管理加算 | 算定項目「口腔機能維持管理加算」の名称を「口腔機能維持管理加算(～平27.03.31)」に変更。 新規に「口腔衛生管理加算(平27.04.01～)」を追加。 | | |

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|--------|-------------|----------|--|---|-----------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 月間算定実績 | 経口維持加算(Ⅱ) | 経口維持加算Ⅱ | 経口維持加算Ⅰ | ※バージョンアップ前に4月以降の月間算定実績に“経口維持加算Ⅱ”が登録されていた場合は、“経口維持加算Ⅰ”に移行されています。 | (5)月間算定実績 |
| 算定要件変更 | 療養食加算 | | 経口移行加算又は経口維持加算との併算定が可能 | | |
| | 経口移行加算 | | 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 | | |
| | 経口維持加算(Ⅰ) | 1日につき | 1ヶ月につき ※栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 | | |
| | 経口維持加算(Ⅱ) | 1日につき | 1ヶ月につき ※経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。 | | |
| 介護報酬請求 | 摘要記載欄:療養強化型 | | 療養機能強化型の基本サービスを算定する場合、摘要記載内容の入力が必要となります。 | 必要に応じて下記設定を行って下さい。 利用者情報の”介護報酬算定情報”より摘要記載内容を選択します。 ※未登録の場合は請求データ自動作成時にエラーとなります。 | (7)介護報酬算定情報設定方法 |

■介護療養施設

53: 介護療養施設(診療所)

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 | |
|------|--------------|---|---|---|-------------|--|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) ▶ 処遇改善加算Ⅱ ▶ 処遇改善加算Ⅲ ▶ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 | |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) ▶ サービス提供体制強化加算Ⅰロ ▶ サービス提供体制強化加算Ⅱ ▶ サービス提供体制強化加算Ⅲ | | | |
| | 療養機能強化型 | | 療養機能強化型以外 療養機能強化型A 療養機能強化型B | | | |
| 請求情報 | 経口維持加算(Ⅰ) | 経口維持加算Ⅰ | 算定項目「経口維持加算Ⅰ」の名称を「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」に変更。 新規に「経口維持加算Ⅰ(平27.04.01～)」を追加。 | 必要に応じて請求情報の設定を行ってください。 ※「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。 | (3)請求情報設定方法 | |
| | 経口維持加算(Ⅱ) | 経口維持加算Ⅱ | 算定項目「経口維持加算Ⅱ」の名称を「経口維持加算Ⅱ(～平27.03.31)」に変更。 新規に「経口維持加算Ⅱ(平27.04.01～)」を追加。 | | | |
| | 口腔衛生管理体制加算 | 口腔機能維持管理体制加算 | 算定項目「口腔機能維持管理体制加算」の名称を「口腔機能維持管理体制加算(～平27.03.31)」に変更。 新規に「口腔衛生管理体制加算(平27.04.01～)」を追加。 | | | 必要に応じて請求情報の設定を行ってください。 ※「口腔機能維持管理体制加算(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。 |
| | 口腔衛生管理加算 | 口腔機能維持管理加算 | 算定項目「口腔機能維持管理加算」の名称を「口腔機能維持管理加算(～平27.03.31)」に変更。 新規に「口腔衛生管理加算(平27.04.01～)」を追加。 | | | 必要に応じて請求情報の設定を行ってください。 ※「口腔機能維持管理加算(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。 |

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|--------|-------------|----------|--|---|-----------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 月間算定実績 | 経口維持加算(Ⅱ) | 経口維持加算Ⅱ | 経口維持加算Ⅰ | ※バージョンアップ前に4月以降の月間算定実績に“経口維持加算Ⅱ”が登録されていた場合は、“経口維持加算Ⅰ”に移行されています。 | (5)月間算定実績 |
| 算定要件変更 | 療養食加算 | | 経口移行加算又は経口維持加算との併算定が可能 | | |
| | 経口移行加算 | | 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 | | |
| | 経口維持加算(Ⅰ) | 1日につき | 1ヶ月につき ※栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 | | |
| | 経口維持加算(Ⅱ) | 1日につき | 1ヶ月につき ※経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。 | | |
| 介護報酬請求 | 摘要記載欄:療養強化型 | | 療養機能強化型の基本サービスを算定する場合、摘要記載内容の入力が必要となります。 | 必要に応じて下記設定を行って下さい。 利用者情報の”介護報酬算定情報”より摘要記載内容を選択します。 ※未登録の場合は請求データ自動作成時にエラーとなります。 | (7)介護報酬算定情報設定方法 |

■介護療養施設

53: 介護療養施設(老人性認知症疾患療養病棟)

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|------|--------------|---|---|---|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ | | |
| 請求情報 | 経口維持加算(Ⅰ) | 経口維持加算Ⅰ | 算定項目「経口維持加算Ⅰ」の名称を「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」に変更。 新規に「経口維持加算Ⅰ(平27.04.01～)」を追加。 | 必要に応じて請求情報の設定を行ってください。 ※「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。 | (3)請求情報設定方法 |
| | 経口維持加算(Ⅱ) | 経口維持加算Ⅱ | 算定項目「経口維持加算Ⅱ」の名称を「経口維持加算Ⅱ(～平27.03.31)」に変更。 新規に「経口維持加算Ⅱ(平27.04.01～)」を追加。 | | |
| | 口腔衛生管理体制加算 | 口腔機能維持管理体制加算 | 算定項目「口腔機能維持管理体制加算」の名称を「口腔機能維持管理体制加算(～平27.03.31)」に変更。 新規に「口腔衛生管理体制加算(平27.04.01～)」を追加。 | | |
| | 口腔衛生管理加算 | 口腔機能維持管理加算 | 算定項目「口腔機能維持管理加算」の名称を「口腔機能維持管理加算(～平27.03.31)」に変更。 新規に「口腔衛生管理加算(平27.04.01～)」を追加。 | | |

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|--------|-----------|----------|---|---|-----------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 月間算定実績 | 経口維持加算(Ⅱ) | 経口維持加算Ⅱ | 経口維持加算Ⅰ | ※バージョンアップ前に4月以降の月間算定実績に”経口維持加算Ⅱ”が登録されていた場合は、”経口維持加算Ⅰ”に移行されています。 | (5)月間算定実績 |
| 算定要件変更 | 療養食加算 | | 経口移行加算又は経口維持加算との併算定が可能 | | |
| | 経口移行加算 | | 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 | | |
| | 経口維持加算(Ⅰ) | 1日につき | 1ヶ月につき ※栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 | | |
| | 経口維持加算(Ⅱ) | 1日につき | 1ヶ月につき ※経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。 | | |

■地域密着型サービス

73:小規模多機能型居宅介護

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行ってください | 詳細資料 |
|-------------|----------------|--|---|---|--------------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外 | | |
| | 看護職員配置加算 | 看護職員配置加算(Ⅰ) 看護職員配置加算(Ⅱ) | 看護職員配置加算(Ⅰ) 看護職員配置加算(Ⅱ) 看護職員配置加算(Ⅲ)(新規) | | |
| | 看取り連携体制加算 | | 看取り連携体制加算(新規) | | |
| | 総合マネジメント体制強化加算 | | 総合マネジメント体制強化加算(新規) ※区分支給限度額外 | | |
| | 訪問体制強化加算 | | 訪問体制強化加算(新規) ※区分支給限度額外 | | |
| 請求情報 | 看取り連携体制加算 | | 算定項目に「看取り連携体制加算」を追加 | 3月11日公開の改定パッチでは未対応となります。 | (3)請求情報設定方法 |
| 週間/月間スケジュール | 中山間地域サービス提供加算 | | 加減算項目に「中山間地域サービス提供加算」を追加 ※区分支給限度額外 | 3月11日公開の改定パッチでは未対応となります。 | (4)週間、月間スケジュール設定方法 |
| 算定要件変更 | 平成27年3月で廃止 | 事業開始時支援加算 | 平成27年3月で廃止します | | |
| 介護報酬請求 | 住所地特例 | | | 必要に応じて下記設定を行ってください。 ①住所地特例のメニューを操作するシステムユーザーに追加する。 ②上記で追加した住所地特例の画面で保険者や期間を設定する。 ※住所地特例対象者がいない場合、本設定は不要です。 | (6)住所地特例設定方法 |

75:介護予防介護予防小規模多機能型居宅介護

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|-------------|----------------|--|---|---|--------------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | <ul style="list-style-type: none"> 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | <ul style="list-style-type: none"> → 処遇改善加算Ⅰ(新規) → 処遇改善加算Ⅱ → 処遇改善加算Ⅲ → 処遇改善加算Ⅳ | <p>必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。</p> <p>※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。</p> | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | <ul style="list-style-type: none"> サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ <p>※区分支給限度額内</p> | <ul style="list-style-type: none"> → サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) → サービス提供体制強化加算Ⅰロ → サービス提供体制強化加算Ⅱ → サービス提供体制強化加算Ⅲ <p>※区分支給限度額外</p> | | |
| | 総合マネジメント体制強化加算 | | <p>総合マネジメント体制強化加算(新規)</p> <p>※区分支給限度額外</p> | | |
| 週間/月間スケジュール | 中山間地域サービス提供加算 | | 加減算項目に「中山間地域サービス提供加算」を追加 | 3月11日公開の改定パッチでは未対応となります。 | (4)週間、月間スケジュール設定方法 |
| 算定要件変更 | 平成27年3月で廃止 | 事業開始時支援加算 | 平成27年3月で廃止します | | |
| 介護報酬請求 | 住所地特例 | | | <p>必要に応じて下記設定を行って下さい。</p> <p>①住所地特例のメニューを操作するシステムユーザーに追加する。 ②上記で追加した住所地特例の画面で保険者や期間を設定する。 ※住所地特例対象者がいない場合、本設定は不要です。</p> | (6)住所地特例設定方法 |

68:小規模多機能型居宅介護(短期利用)

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|-------------|---------------|----------|---|--|--------------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | | サービス提供体制強化加算Ⅰイ サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外 | | |
| 請求情報 | 定員超過 | | 算定項目に「定員超過」を追加 | 必要に応じて請求情報の設定を行ってください。 | (3)請求情報設定方法 |
| | 人員基準欠如(介護従業者) | | 算定項目に「人員基準欠如(介護従業者)」を追加 | | |
| 週間/月間スケジュール | 短期利用居宅介護費 | | 介護内容区分に「短期利用居宅介護費」を追加 | 基本サービスになります。 必要に応じてスケジュールの作成を行って下さい | (4)週間、月間スケジュール設定方法 |
| 介護報酬請求 | 住所地特例 | | | 必要に応じて下記設定を行って下さい。 ①住所地特例のメニューを操作するシステムユーザーに追加する。 ②上記で追加した住所地特例の画面で保険者や期間を設定する。 ※住所地特例対象者がいない場合、本設定は不要です。 | (6)住所地特例設定方法 |

69:介護予防介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|-------------|---------------|----------|---|--|--------------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | | サービス提供体制強化加算Ⅰイ サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外 | | |
| 請求情報 | 定員超過 | | 算定項目に「定員超過」を追加 | 必要に応じて請求情報の設定を行ってください。 | (3)請求情報設定方法 |
| | 人員基準欠如(介護従業者) | | 算定項目に「人員基準欠如(介護従業者)」を追加 | | |
| 週間/月間スケジュール | 介護予防短期利用居宅介護費 | | 介護内容区分に「介護予防短期利用居宅介護費」を追加 | 基本サービスになります。 必要に応じてスケジュールの作成を行って下さい | (4)週間、月間スケジュール設定方法 |
| 介護報酬請求 | 住所地特例 | | | 必要に応じて下記設定を行って下さい。 ①住所地特例のメニューを操作するシステムユーザーに追加する。 ②上記で追加した住所地特例の画面で保険者や期間を設定する。 ※住所地特例対象者がいない場合、本設定は不要です。 | (6)住所地特例設定方法 |

77:複合型サービス

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|--------|----------------|--|---|---|--------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | <ul style="list-style-type: none"> 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | <ul style="list-style-type: none"> → 処遇改善加算Ⅰ(新規) → 処遇改善加算Ⅱ → 処遇改善加算Ⅲ → 処遇改善加算Ⅳ | <p>必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。</p> <p>※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。</p> | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | <ul style="list-style-type: none"> サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ <p>※区分支給限度額内</p> | <ul style="list-style-type: none"> → サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) → サービス提供体制強化加算Ⅰロ → サービス提供体制強化加算Ⅱ → サービス提供体制強化加算Ⅲ <p>※区分支給限度額外</p> | | |
| | 訪問看護体制減算 | | 訪問看護体制減算(新規) | | |
| | 総合マネジメント体制強化加算 | | 総合マネジメント体制強化加算(新規) ※支給限度対象外 | | |
| | 訪問看護体制強化加算 | | 訪問看護体制強化加算(新規) ※支給限度対象外 | | |
| 請求情報 | 同一建物居住者減算 | | 加減算項目に「同一建物居住者減算」を追加 | 必要に応じて請求情報を設定してください。 | (3)請求情報設定方法 |
| 名称変更 | 基本サービス | 複合型サービス費 | <ul style="list-style-type: none"> → 看護小規模多機能型居宅介護費 <p>※Quickけあ上の変更はありません。</p> | | |
| 介護報酬請求 | 住所地特例 | | | <p>必要に応じて下記設定を行って下さい。</p> <p>①住所地特例のメニューを操作するシステムユーザーに追加する。 ②上記で追加した住所地特例の画面で保険者や期間を設定する。 ※住所地特例対象者がいない場合、本設定は不要です。</p> | (6)住所地特例設定方法 |

79: 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|-------------|---------------|----------|---|--|--------------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | | サービス提供体制強化加算Ⅰイ サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外 | | |
| 請求情報 | 定員超過 | | 算定項目に「定員超過」を追加 | 必要に応じて請求情報の設定を行ってください。 | (3)請求情報設定方法 |
| | 人員基準欠如(介護従業者) | | 算定項目に「人員基準欠如(介護従業者)」を追加 | | |
| 週間/月間スケジュール | 短期利用居宅介護費 | | 介護内容区分に「短期利用居宅介護費」を追加 | 基本サービスになります。 必要に応じてスケジュールの作成を行って下さい | (4)週間、月間スケジュール設定方法 |
| 介護報酬請求 | 住所地特例 | | | 必要に応じて下記設定を行って下さい。 ①住所地特例のメニューを操作するシステムユーザーに追加する。 ②上記で追加した住所地特例の画面で保険者や期間を設定する。 ※住所地特例対象者がいない場合、本設定は不要です。 | (6)住所地特例設定方法 |

71:夜間対応型訪問介護

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|--------|--------------|---|---|--|--------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅱロ ※区分支給限度額外 | | |
| 請求情報 | 同一建物居住者減算 | 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合 | 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ※Quickけあ上の変更はありません。 | 必要に応じて請求情報の設定を行って下さい。 | (3)請求情報設定方法 |
| 介護報酬請求 | 住所地特例 | | | 必要に応じて下記設定を行って下さい。 ①住所地特例のメニューを操作するシステムユーザーに追加する。 ②上記で追加した住所地特例の画面で保険者や期間を設定する。 ※住所地特例対象者がいない場合、本設定は不要です。 | (6)住所地特例設定方法 |

76: 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|--------|----------------|--|---|--|--------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外 | | |
| | 総合マネジメント体制強化加算 | | 総合マネジメント体制強化加算(新規) | | |
| 請求情報 | 同一建物居住者減算 | | 算定項目に「同一建物居住者減算」を追加 | 必要に応じて請求情報の設定を行って下さい。 | (3)請求情報設定方法 |
| 介護報酬請求 | 住所地特例 | | | 必要に応じて下記設定を行って下さい。 ①住所地特例のメニューを操作するシステムユーザーに追加する。 ②上記で追加した住所地特例の画面で保険者や期間を設定する。 ※住所地特例対象者がいない場合、本設定は不要です。 | (6)住所地特例設定方法 |

72: 認知症対応型通所介護

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|-------------|---------------|--|--|--|--------------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額外 | | |
| 週間/月間スケジュール | 事業所が送迎を行わない場合 | | 加減算項目に下記を追加 送迎減算(迎) 送迎減算(送) | 必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行って下さい。 | (4)週間、月間スケジュール設定方法 |
| | 同一建物居住者減算 | | 加減算項目に下記を追加 同一建物居住者減算 | | |
| | 延長加算の見直し | 延長時間の範囲 9時間以上10時間未満 10時間以上11時間未満 11時間以上12時間未満 | 延長時間の範囲 9時間以上10時間未満 10時間以上11時間未満 11時間以上12時間未満 12時間以上13時間未満(新規) 13時間以上14時間未満(新規) | | |
| 介護報酬請求 | 住所地特例 | | | 必要に応じて下記設定を行って下さい。 ①住所地特例のメニューを操作するシステムユーザーに追加する。 ②上記で追加した住所地特例の画面で保険者や期間を設定する。 ※住所地特例対象者がいない場合、本設定は不要です。 | (6)住所地特例設定方法 |

74:介護予防認知症対応型通所介護

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|-------------|---------------|---|--|--|--------------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ ※区分支給限度額外 | | |
| 週間/月間スケジュール | 事業所が送迎を行わない場合 | | 加減算項目に下記を追加 送迎減算(迎) 送迎減算(送) | 必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行って下さい。 | (4)週間、月間スケジュール設定方法 |
| | 同一建物居住者減算 | | 加減算項目に下記を追加 同一建物居住者減算 | | |
| 介護報酬請求 | 住所地特例 | | | 必要に応じて下記設定を行って下さい。 ①住所地特例のメニューを操作するシステムユーザーに追加する。 ②上記で追加した住所地特例の画面で保険者や期間を設定する。 ※住所地特例対象者がいない場合、本設定は不要です。 | (6)住所地特例設定方法 |

36 地域密着型特定施設入居者生活介護

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|------|--------------|-------------------------------|--|--|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅱ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅲ(新規) | | |
| | 認知症専門ケア加算 | | 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) | | |
| 請求情報 | 認知症専門ケア加算 | | 算定項目に下記を追加 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) | 必要に応じて請求情報の設定を行って下さい。 | (3)請求情報設定方法 |

28 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|------|--------------|-------------------------------|--|--|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅱ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅲ(新規) | | |

32:認知症対応型共同生活

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行ってください | 詳細資料 |
|--------|---------------|--|---|--|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外 | | |
| 名称変更 | 夜間支援体制加算 | 夜間ケア加算(Ⅰ) 夜間ケア加算(Ⅱ) | 夜間支援体制加算(Ⅰ) 夜間支援体制加算(Ⅱ) | | |
| 月間算定実績 | 認知症対応型看取り介護加算 | | 加減算項目に下記を追加 認知症対応型看取り介護加算1 認知症対応型看取り介護加算2 認知症対応型看取り介護加算3 | 必要に応じて月間算定実績画面より入力を行ってください。 | |

37 介護予防認知症対応型共同生活

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行ってください | 詳細資料 |
|------|--------------|---|--|--|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ | | |
| 名称変更 | 夜間支援体制加算 | 夜間ケア加算(Ⅰ) 夜間ケア加算(Ⅱ) | 夜間支援体制加算(Ⅰ) 夜間支援体制加算(Ⅱ) | | |

38 認知症対応型共同生活(短期利用)

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行ってください | 詳細資料 |
|------|--------------|--|---|--|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外 | | |
| 名称変更 | 夜間支援体制加算 | 夜間ケア加算(Ⅰ) 夜間ケア加算(Ⅱ) | 夜間支援体制加算(Ⅰ) 夜間支援体制加算(Ⅱ) | | |

39 介護予防認知症対応型共同生活(短期利用)

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行ってください | 詳細資料 |
|------|--------------|--|---|--|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額内 | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ ※区分支給限度額外 | | |
| 名称変更 | 夜間支援体制加算 | 夜間ケア加算(Ⅰ) 夜間ケア加算(Ⅱ) | 夜間支援体制加算(Ⅰ) 夜間支援体制加算(Ⅱ) | | |

54:地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|------|--------------|---|--|---|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | <ul style="list-style-type: none"> 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | <ul style="list-style-type: none"> → 処遇改善加算Ⅰ(新規) → 処遇改善加算Ⅱ → 処遇改善加算Ⅲ → 処遇改善加算Ⅳ | <p>必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。</p> <p>※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。</p> | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | <ul style="list-style-type: none"> サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ | <ul style="list-style-type: none"> → サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) → サービス提供体制強化加算Ⅰロ → サービス提供体制強化加算Ⅱ → サービス提供体制強化加算Ⅲ | | |
| 請求情報 | 経口維持加算(Ⅰ) | 経口維持加算Ⅰ | <p>算定項目「経口維持加算Ⅰ」の名称を「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」に変更。</p> <p>新規に「経口維持加算Ⅰ(平27.04.01～)」を追加。</p> | <p>必要に応じて請求情報の設定を行ってください。</p> <p>※「経口維持加算Ⅰ(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。</p> <p>必要に応じて請求情報の設定を行ってください。</p> <p>※「経口維持加算Ⅱ(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。</p> <p>必要に応じて請求情報の設定を行ってください。</p> <p>※「口腔機能維持管理体制加算(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。</p> <p>必要に応じて請求情報の設定を行ってください。</p> <p>※「口腔機能維持管理加算(～平27.03.31)」が登録されている場合は、終了日の入力をお願い致します。</p> | (3)請求情報設定方法 |
| | 経口維持加算(Ⅱ) | 経口維持加算Ⅱ | <p>算定項目「経口維持加算Ⅱ」の名称を「経口維持加算Ⅱ(～平27.03.31)」に変更。</p> <p>新規に「経口維持加算Ⅱ(平27.04.01～)」を追加。</p> | | |
| | 口腔衛生管理体制加算 | 口腔機能維持管理体制加算 | <p>算定項目「口腔機能維持管理体制加算」の名称を「口腔機能維持管理体制加算(～平27.03.31)」に変更。</p> <p>新規に「口腔衛生管理体制加算(平27.04.01～)」を追加。</p> | | |
| | 口腔衛生管理加算 | 口腔機能維持管理加算 | <p>算定項目「口腔機能維持管理加算」の名称を「口腔機能維持管理加算(～平27.03.31)」に変更。</p> <p>新規に「口腔衛生管理加算(平27.04.01～)」を追加。</p> | | |

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|--------|------------|----------|---|---|-----------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 月間算定実績 | 経口維持加算(Ⅱ) | 経口維持加算Ⅱ | 経口維持加算Ⅰ | ※バージョンアップ前に4月以降の月間算定実績に“経口維持加算Ⅱ”が登録されていた場合は、“経口維持加算Ⅰ”に移行されています。 | (5)月間算定実績 |
| 算定要件変更 | 療養食加算 | | 経口移行加算又は経口維持加算との併算定が可能 | | |
| | 経口移行加算 | | 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 | | |
| | 経口維持加算(Ⅰ) | 1日につき | 1ヶ月につき ※栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 | | |
| | 経口維持加算(Ⅱ) | 1日につき | 1ヶ月につき ※経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。 | | |
| | 平成27年3月で廃止 | 多床室整備区分 | | 平成27年3月で廃止します | |

■特定施設入居者生活介護

33: 特定施設入居者生活介護

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|-------------|-------------------|-------------------------------|--|--|--------------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) ▶ 処遇改善加算Ⅱ ▶ 処遇改善加算Ⅲ ▶ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅱ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅲ(新規) | | |
| | 認知症専門ケア加算 | | 認知症専門ケア加算Ⅰ(新規) 認知症専門ケア加算Ⅱ(新規) ※一般型のみ | | |
| 請求情報 | 認知症専門ケア加算 | | 算定項目に下記追加 認知症専門ケア加算 | 必要に応じて請求情報の設定を行って下さい。 | (3)請求情報設定方法 |
| 週間／月間スケジュール | 外部訪問看護を准看護師で行った場合 | | 加減算項目に「准看」を追加 ※訪問看護ステーション、病院または診療所の場合 | 必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行って下さい。 | (4)週間、月間スケジュール設定方法 |
| | 認知症専門ケア加算 | | 加減算項目に以下を追加 認知症専門ケア加算 | | |

35:介護予防特定施設入居者生活介護

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|-------------|-------------------|----------|--|--|--------------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅱ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅲ(新規) | | |
| | 認知症専門ケア加算 | | 認知症専門ケア加算Ⅰ(新規) 認知症専門ケア加算Ⅱ(新規) ※一般型のみ | | |
| 請求情報 | 認知症専門ケア加算 | | 算定項目に下記追加 認知症専門ケア加算 | 必要に応じて請求情報の設定を行って下さい。 | (3)請求情報設定方法 |
| 週間/月間スケジュール | 外部訪問看護を准看護師で行った場合 | | 加減算項目に「准看」を追加 ※訪問看護ステーション、病院または診療所の場合 | 必要に応じて週間および月間スケジュールの設定を行って下さい。 | (4)週間、月間スケジュール設定方法 |
| | 認知症専門ケア加算 | | 加減算項目に以下を追加 認知症専門ケア加算(新規) | | |

27: 特定施設入居者生活介護(短期)

| 区分 | 項目 | 改定内容 | | お客様に行って頂くこと | 詳細資料 |
|------|--------------|-------------------------------|--|--|-------------|
| | | ～平成27年3月 | 平成27年4月～ | | |
| 体制設備 | 処遇改善加算 | 処遇改善加算Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ | 処遇改善加算Ⅰ(新規) 処遇改善加算Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ 処遇改善加算Ⅳ | 必要に応じて事業者マスタの体制設備を設定してください。 ※バージョンアップ後は、現在の登録内容に応じて体制設備が移行されています。 | (2)体制設備設定方法 |
| | サービス提供体制強化加算 | | サービス提供体制強化加算Ⅰイ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅰロ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅱ(新規) サービス提供体制強化加算Ⅲ(新規) | | |